

茨木市 4 か月児健康診査実施要綱

茨木市 4 か月児健康診査実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づく 4 か月児健康診査について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 4 か月児健康診査の対象者は、受診する日において次の各号のいずれかに該当するおおむね 4 か月以上 6 か月未満の乳児とする。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（健康診査の内容）

第 3 4 か月児健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診及び診察

(2) 身体計測

(3) 発育及び発達に関する相談並びに育児上の相談

（その他）

第 4 この要綱に定めるもののほか、4 か月児健康診査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から実施する。